

## 【教育委員会議事録】平成28年1月定例会

開催日時	平成28年1月28日(木) 9:30～:11:06
開催場所	下関市上田中町庁舎 1階会議室
出席委員の氏名	波佐間 清(教育長) 吉井 克也(教育長職務代理者) 野口 裕子 藤井 悦子 林 俊作
欠席委員の氏名	欠席なし
委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名	<p>           教育部長 石津 幸紀生            教育部理事 肥塚 敬文            教育部理事 山路 康正            教育政策課長 三好 洋一            学校教育課長 森永 亮            教育指導監(教育研修室長) 澄川 忠男            学校支援課長 石田 朋彦            学校安全課長 藤岡 俊明            教育指導監(生徒指導推進室長) 岡崎 茂邦            生涯学習課長 古西 修一            文化財保護課長 町田 一仁            図書館政策課長 高原 祐二            美術館副館長 中村 美幸            土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長 西村 敬教            下関商業高等学校事務長 和田 守正            菊川教育支所長 林 文男            豊田教育支所長 山尾 淳子            豊浦教育支所長 戸田 一仁            豊北教育支所長 西島 一明            教育政策課主幹 光吉 計志            教育政策課主査 岡本 誠也            教育政策課主任 富田 友成         </p>
傍聴人の数	傍聴人なし

## 次第（目次）

【開会の宣告】	……………	P 3
【署名委員の指名】	……………	P 3
【教育長報告】	……………	P 3
【議案審議】		
議案第 1 号 教育功労者表彰（篤行表彰）について	……………	P 4
議案第 2 号 下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	……………	P 6
議案第 3 号 下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	……………	P 7
議案第 4 号 下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	…	P 8
議案第 5 号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正する条例	……………	P 17
議案第 6 号 下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例	……………	P 18
【報告事項】		
平成 27 年度工事請負変更契約の締結について	……………	P 9
一の宮小学校ガラス破損に伴う車両損傷事故について	……………	P 9
新電力による電気供給（購入）について	……………	P 10
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供について	……………	P 13
特別展示「山口の八幡信仰—八幡縁起絵の展開と創造」の開催について	……………	P 14
2 月の給食イベントについて	……………	P 15
【その他】	……………	P 19
【閉会の宣告】	……………	P 22

**【開会の宣告】**

波佐間清（教育長）

それでは皆さん、おはようございます。1月の定例会を始めさせていただきます。

**【署名委員の指名】**

波佐間清（教育長）

本日の議事録の署名委員は、「吉井委員」「藤井委員」をお願いいたします。

本日の日程は、「議案」が6件、「報告事項」が6件、日程3「その他」となっております。

この日程に関して、最初に委員の皆さんにお諮りをいたしたいと思えます。「議案第5号土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第6号下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により会議を公開しないことといたしたいと存じますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、議案第5号及び議案第6号は非公開として、議事録についても当分の間、非公開といたしたいと存じますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは非公開とすることといたしました議案は、日程2「報告事項」が終わった後に審議を行うことといたしたいと存じますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それではそのように進めてまいります。

**【教育長報告】**

波佐間清（教育長）

それでは、教育長報告をいたしたいと思えます。

最初に、12月25日11時から、シーモールパレスにおきまして、第7回国際ソロプチミスト東下関基金助成金贈呈式を行いました。対象は市内の小学校7校、中学校5校の合計12校の学校長にお越しをいただいて、それぞれ各5万円ずつの助成金を贈呈いたしました。本当に国際ソロプチミスト東下関の皆様方、特に教育委員の野口委員をはじめとして、この基金にいつも助成をいただきまして本当にありがとうございます。お礼を申し上げたいと思えます。

それから、山口県浅原教育長等に新年の挨拶に1月8日向かいて、県庁の各課を回り、浅原教育長に新年のご挨拶をし、情報交換をしてみました。その他、教育会館、山口県教育会、小・中学校事務局、校長会事務局、それから高等学校のPTAの事務局等にご挨拶をしてみました。山口市教育委員会の教育長にも表敬訪問をさせていただきました。

それから、下関市成人の日記念式典ということで、1月10日に本庁管内は海峡メッセイベントホールにて対象者2,209人、菊川・豊田管内は菊川ふれあい会館で対象者105人、豊浦・豊北管内は夢が丘のスポーツセンターで対象者196人ということで教育委員の皆さんにもご参加をいただきまして、大変ありがとうございました。年々素晴らしい成人式になっており、最初

の歌声からスタートをすることで、厳粛な雰囲気になって、海峡メッセのホールは非常に素晴らしい成人式となったのではないかなと思っております。菊川・豊田管内、それから豊浦・豊北管内の成人式は毎年のことながら親子での成人の喜び、それを非常に感じる式典であるなど感じたところでもあります。

それから、市長ALT視察ということで、1月12日に江浦小学校の5年生を対象に、小学校英語の授業をALTとともにする授業を市長に見ていただきました。教育委員の皆さんにも視察していただきました。ALTのデーロ・ヘイウッドと担任の波多野雄一先生に、5年生の楽しい授業を見せていただきました。授業終了後には意見交換をいたしましたので、その状況については皆さんもよくご存じのことだと思います。

それから、中核市教育長臨時総会ということで、1月14・15日と富山市へ訪問させていただきました。富山市は人口が約45万人の都市で、ガラス工芸が非常に盛んで、新しいキラリという美術館と図書館を兼ねた施設ができておりました。これがもう素晴らしく今をときめく隈研吾さんの作品で、川棚のコルトーホールを作られた方です。木を使われて中は吹き抜けで、奇抜な印象を非常に受けました。図書館がまた素晴らしい図書館でした。富山市は中核市の教育長会の会長でもあります。その後に臨時総会があり、役員のこと、中教審のヒアリング等の報告がありました。それから文科省の審議官であります藤原章夫氏の講演があり、初等中等教育改革に係る今後の国の方向性のお話がありました。

最後に、市長が教育センターの視察を1月26日にされました。市長・副市長3人が視察をされ、教育センターを見て帰られました。市長も大変喜んでおられました。文教厚生委員会の委員さん達も本日視察をされるということでもあります。

報告は以上でございますが、教育委員の皆さん、成人式等何か感想はございますか。

吉井克也（教育長職務代理者）

私は菊川のアブニールに藤井委員と一緒にいかせていただきました。例年にも増して厳粛にしかも和やかな雰囲気、みんなでお祝いをするという本当に素敵な成人式であったと思います。私はその後の会には参加しませんが、地域の皆さんの手によって豚汁であるとかオニギリであるとか一生懸命作ってくださって、それを皆でいただくということになっているはず。本当にありがたい、地域を挙げてのお祝いの日であるなどと思いました。

藤井悦子（教育委員）

私は教育委員として初めて成人式に参加しました。海峡メッセでの成人式は厳粛な雰囲気でした。また、地元の菊川で行われた成人式は、保護者も多く参加し、地域の方々もそれぞれ手分けして成人式の手伝いをしていて、アットホームな雰囲気ですととてもうれしく思いました。

波佐間清（教育長）

藤井委員、視察はどうでしたか。

藤井悦子（教育委員）

1月15日に、京都で教育委員会の視察を行いました。市長や教育長の話聞いて、改めて教育委員であることの責任の重さを実感しました。また、いじめ対策についての研究会に参加しました。その会には、滋賀県、長野県そして福井県の教育委員の方も同席していましたが、各々いじめ以外にも様々な問題を抱えていました、その中で千葉県では、これから子育てを始める母親に母子手帳と共に子育ての教本を配布し、家庭教育の充実に取り組み始めるということでした。

波佐間清（教育長）

教育長報告については以上で終わりにしたいと思います。

【議案審議】

議案第1号 教育功労者表彰（篤行表彰）について

波佐間清（教育長）

それでは、議案の第1号に入りたいと思います。「議案第1号 教育功労者表彰（篤行表彰）について」、教育政策課、お願いいたします。

三好洋一（教育政策課長）

教育政策課です。よろしくお願ひいたします。それでは、「議案第1号 教育功労者表彰（篤行表彰）」について、ご説明を申し上げます。

本件は、下関市立美術館長より内申があり、去る12月21日に開催された選考委員会において協議を行い、本日議案として提出するものでございます。委員の皆様には、お手元に選考委員会における資料をお配りしております。

内容につきましては、後藤文彦様より、本市の美術館活動の充実に資することを願ひ、下関市立美術館へ、絵画4点、版画4点の計8点、評価総額460万円分の寄贈があったものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

波佐間清（教育長）

ただいま説明がありましたが、何かご質問がありましたらお願ひをいたします。

野口裕子（教育委員）

大変有り難いことです。後藤氏は下関の方ではないようですが、下関の美術館に寄贈していただいた経緯がもしわかればお願ひします。

中村美幸（美術館副館長）

美術館でございます。後藤さんは下関とはゆかりはありませんが、宮崎進さんという周南出身の作家の作品を寄附していただいております。下関市立美術館ではこれまで宮崎進さんの作品を数多く収集しておりますので、そういう御縁もありまして寄贈ということになりました。

波佐間清（教育長）

シベリアシリーズ等があるわけですが、香月康男さんとの関係もあるのですか。

中村美幸（美術館副館長）

下関市立美術館で香月泰男さんの作品も数多く収集しています。シベリアシリーズで知られている作家でございますが、宮崎進さんも実は同じような抑留体験を持っておりまして、シベリアシリーズの作品、版画ですが、これまで美術館では収集しておりませんでしたので、そういった声もありまして、寄贈して収集させていただいたということでございます。

波佐間清（教育長）

他にございませんか。

（ありません）

波佐間清（教育長）

それでは特にご質問がないようですので、議案第1号については承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、承認といたします。

【議案審議】

議案第2号 下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

波佐間清（教育長）

続きまして、議案第2号に入りたいと思います。「議案第2号 下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」、学校教育課、お願いいたします。

森永亮（学校教育課長）

学校教育課でございます。よろしく申し上げます。「議案第2号 下関市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

資料5ページ、6ページをご覧ください。平成24年4月1日に下関市立豊田西中学校と下関市立豊田東中学校の統合により、下関市立豊田中学校が開校いたしました。これにより通学区域につきましても、両校の通学区域を合わせた区域を豊田中学校の通学区域として設定するものでございます。統合から随分時間が経過した段階での手続きとなっており、大変申し訳ございません。

続いて、同じ豊田地区の下関市立殿居小学校が、平成28年4月1日から下関市立豊田中小学校と統合いたします。このことにつきましては、平成27年11月定例会でも議題として取り上げ、昨年12月の市議会において下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例が議決されたところでございます。これによりまして、通学区域につきまして、殿居小学校の通学区域を合わせた区域を、豊田中小学校の新たな通学区域として設定するものでございます。新旧対象表を7ページに掲載しています。よろしくご審議のほどお願いいたします。

波佐間清（教育長）

ただいま説明がございました。議案第2号であります。何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

林俊作（教育委員）

豊田中学校の改正は事務手続きの遅れということか。

森永亮（学校教育課長）

はい。

林俊作（教育委員）

わかりました。気をつけてください。

波佐間清（教育長）

他にございますか。

(ありません)

波佐間清（教育長）

よろしいですか。それでは議案第2号については承認としてよろしいでしょうか。

(はい)

波佐間清（教育長）

では、承認といたします。

**【議案審議】**

**議案第 3 号 下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則**

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第 3 号 下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」、学校教育課、お願いいたします。

澄川忠男（教育指導監（教育研修室長））

資料の 8 ページをお願いいたします。「議案第 3 号 下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

本件は、別冊で教育委員の皆様にお配りしておりました、学校運営協議会規則第 4 条第 4 項に関わるものでございます。このたび、学校の統廃合に係る特例として附則に 1 項を加えることで、学校運営協議会委員の定数を、統合が行われた日の属する年度に限り、各指定校につき 15 人以内から 20 人以内とするものです。

具体的には、9 ページの新旧対照表をご覧ください。改正の理由といたしましては、2 点ほどございます。1 点目は、統廃合に伴い、複数の学校運営協議会委員、例えば 2 校統合の場合は、1 校当たり 15 人で最大 30 人となります。これを現在の規則通り 15 人に一気に半減することは、今まで子供たちのために熱心に取り組んでいただいていた、それぞれの学校運営協議会委員の統合に対する心象をネガティブにしてしまう恐れがありますので、それを防ぎたいということです。2 点目は、当該統合校校長の負担を減らすということです。最大 30 人を半減して推薦を行うことは、統合前の校区の方々の思いを知らず知らずのうちに大変な作業になります。その負担を少しでも減らすため、統合した年度とその次の年度のことも考え、20 人以内としております。以上のように、統合に関わる地域の方々の思いもくみ、統合後にも遺恨を残さないため、統合が後の学校の子供たちに対して、引き続き地域の方からの御支援をいただくため、統合後の学校運営を円滑に進めるため、この改正は必要であると考えます。このことについては、統廃合を前に、今後の学校運営協議会のあり方等を具体的に検討する中で、該当校の校長から申し出があり、規則の改正が必要だと考えたものでございます。なお、前回の田耕小学校と滝部小学校の統合の際には、地域の方、それから学校からこのような意見がでておりませんでしたので、我々としてもこの辺りに気がつかなかったということで、今回改めてこのような申出がありましたので、確かに改正が必要であると思ひ、この改正案の議案を提案するものでございます。以上ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

波佐間清（教育長）

ただいま説明がありました。何かご質問等、ご意見がありましたらお願いいたします。

（ありません）

波佐間清（教育長）

コミュニティ・スクールをスムーズに運営していくために、一挙に 30 人から 15 人に減すということはなかなか厳しいところがあります。地元の皆さんのご意見を少しでも反映をしていくために 20 人にして、次の年に 15 人に戻すという、ワンクッション置くことがスムーズな移行になります。今回殿居小学校の運営協議会の皆さんが大変熱心で、皆さんの熱い思いが教育研修室に届いて、こういうことになったということでもあります。承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、承認といたしたいと思ひます。

**【議案審議】**

**議案第4号 下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第4号 下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、生涯学習課、お願いいたします。

古西修一（生涯学習課長）

生涯学習課です。よろしく申し上げます。「議案第4号 下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。資料の10ページをお願いします。

この度、施行規則で規定されている使用許可申請書、使用許可書、使用中止届の3つの様式の一部を改正いたします。規則改正の施行日は、平成28年4月1日を予定しております。

まず、様式第1号の使用許可申請書の改正について、資料の14ページの新旧対照表をご覧ください。表中、左側が現行の様式、右側が改正案で改正箇所を網掛けをしております。使用許可申請書の改正点は大きく3点あります。1点目は使用申請者の欄です。現在、使用申請者の欄は個人を想定して、住所、氏名、連絡先等の記載となっておりますが、公民館の利用の大半は自主学習グループや、自治会などの団体であります。このため団体からの申請であることが明確になるよう団体名、代表者の職名及び氏名を記載するように改めます。2点目は、社会教育法第23条に係る使用でないことを申請者が確認する欄です。社会教育法第23条において、公民館は営利、特定の政党の事業や候補者の支持、特定の宗教や教団等の支持を行ってはならないこととなっておりますけれども、このことについて、申請者が認識されていない場合が多く、特に営利に係る使用につきましてはこれまで入場料等の欄にその額を記載していただき、公民館職員の聞き取りにより、営利または非営利の判断を行ってまいりましたが、当該事項を申請書に明記し、使用目的、内容の聞き取りによる使用制限の判断と併せて、申請者に同法の第23条に係る使用ではないことをご確認いただき、公民館の設置目的に沿った使用方法について、一定の理解を得るとともに、公民館の適切な運営を行おうとするものです。3点目は、使用時間帯の欄の中の延長の欄です。公民館の使用料は設置条例において、使用料を午前、午後、夜間に加え、延長料金が規定されております。しかしながら、現行の使用許可申請書には、延長を記載する項目がなく、これまでその他の欄に、使用を希望する延長時間帯を記載しておりましたが、延長使用に伴い、使用許可及び使用料が必要であることを認識されていない場合がありますので、延長料の納付について理解が得られにくいケースがあるということで、今回様式を改めます。

それから、資料15ページの様式第2号の使用許可書、それから、16ページの様式第3号の使用中止届の改正につきましては、新旧対象表のとおり、使用許可申請書の改正に伴い、同様に改正するものです。今回は公民館利用者の利便性の向上ということを大前提に事務処理を行う現場の公民館職員の意見を集約しながら様式を改正いたしました。ご審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

波佐間清（教育長）

ただいま説明がございました。何かご意見等ありましたらお願いをいたします。

藤井悦子（教育委員）

私は、改正前に何度か公民館を利用しました。利用者として分かりづらいと思う点がありましたが、改正後はとても分かりやすく、事務局も対応しやすくなったのではないかと思います。

波佐間清（教育長）

他にございませんか。今回のこの改正は利用者にとって分かりやすくなったというご意見をいただきました。現場の皆さんのご意見を上手く反映をされたのではないかなと思っております。よろしいですか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、議案第4号につきましては、承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは承認といたします。

次の議案第5号・6号については、先ほど申しましたように最後に回したいと思います。

**【報告事項】**

平成27年度工事請負変更契約の締結について

波佐間清（教育長）

続きまして報告事項に入りたいと思います。まず、「平成27年度工事請負変更契約の締結について」、学校支援課、お願いいたします。

石田朋彦（学校支援課長）

学校支援課です。よろしくお願いいたします。それでは「平成27年度工事請負変更契約の締結について」ご報告いたします。

資料の17ページをご覧ください。3件とも工事の進捗に応じた設計変更、1回目、2回目に伴う契約額の増額変更でございます。文関小学校校舎（3）（6）耐震補強及び外壁改修工事（2回目）につきましては、足場を設置し外壁を詳細に調査したところ、改修が必要な外壁数量や工法が想定と異なっておりまして、設計変更を行うものでございます。平成27年12月10日に、契約額を9,987万7,320円（税込）476万3,880円の増額変更を締結いたしました。このことに伴う、工期の変更はございません。2番目の小串小学校校舎（14）（15）耐震補強及び外壁改修建築主体工事（1回目）につきましては、文関小学校と同様に足場を設置し外壁を詳細に調査したところ、改修が必要な外壁数量や工法が想定と異なっており、設計変更を行うものです。平成27年12月25日に、契約額を1億1,167万4,160円（税込）659万160円の増額変更を締結いたしました。このことに伴う、工期の変更はございません。3番目の名陵中学校校舎（3）（11）耐震補強建築主体工事（1回目）につきましては、既存建物の躯体の形状及び状態が想定と異なっており、設計変更を行うものでございます。平成28年1月18日に、契約額を8,340万4,080円（税込）96万6,600円の増額変更を締結いたしました。このことに伴う、工期の変更はございません。3工事とも、工事は順調に進んでおります。各耐震補強・改修工事においては、今後とも工事の進捗に応じ適宜、設計変更が必要となってまいります。その都度、ご報告をさせて頂きたいと考えております。

以上、簡単ですが「平成27年度 工事請負変更契約の締結3工事について」、ご報告をいたします。よろしく願いをいたします。

波佐間清（教育長）

工事請負変更契約について報告がありました。何かご質問がありましたらお願いをいたします。

（ありません）

波佐間清（教育長）

ないようでしたら報告済みといたします。

**【報告事項】**

一の宮小学校ガラス破損に伴う車両損傷事故について

波佐間清（教育長）

続きまして、「一の宮小学校ガラス破損に伴う車両損傷事故について」、学校支援課、お願いします。

石田朋彦（学校支援課長）

学校支援課でございます。よろしくお願ひいたします。「一の宮小学校ガラス破損に伴う車両損傷事故について」、ご報告いたします。

資料の18ページをご覧ください。事故の発生日時、平成27年11月4日水曜日、午前11時30分頃でございます。事故の発生場所は一の宮小学校、一の宮住吉一丁目8番1号でございます。事故の被害者ですけれども、一の宮小学校教諭の車でございます。

事故の内容につきましては、資料の21ページをご覧になっていただければと思います。一の宮小学校の配置図を示してあると思います。事故の発生場所、屋内運動場というところに丸があると思います。それと簡単なポンチ絵があると思いますので、それをご覧になりながら説明を聞いていただければと思います。屋内運動場の周囲につきましては、空きスペースですが、教職員などの駐車場として利用されております。バスケットボールの体育授業において、シュート練習中の男子児童が投げたボールがバスケットゴールを飛び越え、2階テラスのガラスに当たり砕け散ったガラス片が駐車車両に落下、部分的に塗装を傷付けました。運転席側の扉、屋根あるいはボンネットにガラス片が当たって塗装が剥けている写真が19ページ、20ページに載っています。資料も18ページに戻りますが、11月13日に、被害者の方より車両の修理をしてほしい旨の依頼を受け、全国市長会学校災害賠償補償保険の適用が可能であるかを確認いたしました。可能であるというご返答をいただきまして、今後の手続きですが、下関市損害賠償審査委員会で審査可決後、被害者に損害賠償をいたしまして、保険金申請手続きを行う予定でございます。損害賠償額は23万4,661円の予定でございます。この事故による児童及び学校職員などの怪我はございませんでした。対策といたしましては、駐車車両の位置を屋内運動場側としないなど、事故が起らないように考えてまいりたいと思っております。以上車両損傷事故についてご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

波佐間清（教育長）

ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。

（ありません）

波佐間清（教育長）

それでは、今後の対策をしっかりとっていただきたいと思ひます。報告済みといたします。

#### 【報告事項】

#### 新電力による電気供給（購入）について

波佐間清（教育長）

続きまして、「新電力による電気供給（購入）について」、学校支援課及び生涯学習課、お願ひいたします。

石田朋彦（学校支援課長）

学校支援課でございます。新電力による電気の供給・購入についてご報告いたします。

資料は22ページをご覧ください。1番として旧市内小・中学校50校の内、先行導入14校の条件付一般競争入札の結果、学校支援課分についてご説明を差し上げたいと思ひます。旧市内小・中学校 概況・模式図をご覧ください。旧市内には小・中学校50校ございますが、この度の入札は電気使用量の多い中学校5校を選びまして、中学校区にございます小学校9校を合わせた14校でどの程度の削減が見込めるものなのかを確認し、今後の方針のため、

先行試行導入をいたしたところでございます。告示日は平成27年11月19日、入札日は平成27年12月25日、入札の条件は契約電力を876kw、予定使用電力量は335万5000kwh/2年間、供給期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間ということで入札を実施いたしました。

入札の結果ですが、入札一覧表をご覧になっていただければと思います。6者応札がありまして、1者は無効でしたけれども、入札結果といたしまして、落札者は株式会社イーセル広島営業所、入札金額は5,419万7,551円、落札率は82.9%でした。削減額ですが、税込みでは2年間で1,206万円の削減を図ることができるものでございました。

安くなった理由は、入札結果を見ていただければわかると思いますが、基本料金単価によるものでございます。現在の契約者である中国電力が1,701円に対しまして、落札者イーセルは半分以下の818円、差額は883円でございます。なぜこの基本料金が安くなるかというと、中国電力は施設整備費が莫大かかっていると思いますが、新電力と言われるのはそれに比べるとインフラ整備の必要がないということで、自分のところで持つ資産が少ないということもありまして、こういう基本料金が安く提供できるという1つのメリットがございます。新電力は自分で発電所をお持ちになっているところもありますし、逆にバイオマスの発電所あるいは太陽光の発電エネルギーを他の事業者からお借りになられて売られるという話もあろうかと思っております。中国電力が高いのはどうしても今まで持っていらっしゃるインフラを維持管理していかなければいけないというお金だと思っていただければと思います。

今後、学校支援課といたしましては、高圧受電をしている小学校17校・中学校12校、計29校を、2月入札、6月受電開始に向け、1月20日に入札の告示をいたしたところでございます。入札日は2月26日を予定しております。対象外の低圧受電校につきましては、電気の完全自由化後の市場動向を注視し、購入時期を検討して参りたいと考えております。以上、簡単ですが、学校支援課所管分の入札結果についてご報告いたします。

波佐間清（教育長）

学校支援課の説明が終わりました。それでは生涯学習課。

古西修一（生涯学習課長）

続きまして生涯学習課からご報告いたします。資料22ページの下段をご覧ください。2番の公民館と社会教育施設22館の条件付一般競争入札結果についてご説明いたします。

まず、公民館と社会教育施設、概況・模式図をご覧ください。資料には生涯学習課、それから教育支所が所管する公民館等の社会教育施設が41施設ありますけれども、このたびの入札は高圧受電設備の24施設のうち22施設を選定し、入札を執行いたしました。告示日は平成27年12月2日、入札日は平成28年1月15日です。22施設における契約電力の合計は1,594kw、予定使用電力量の合計は2年間で352万6,200kwh、供給期間は先ほどの学校支援課と同様、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間です。

入札結果の一覧をご覧ください。このたびの入札には6者の応札がありました。その結果、落札者は滋賀県大津市に本社を置くエネサーブ株式会社、これはダイワハウスの100%子会社と聞いております。入札金額は6,008万2,472円、落札率は約67%でした。税込みの削減額は2年間で3,178万円になります。電力が安くなった理由は、学校支援課の説明のとおり、基本料金の単価の違いということですので。中国電力の1,701円に対しまして、落札者のエネサーブ株式会社は3分の1の567円、差額は1,134円になります。

今後につきましては、対象外とした低圧受電施設について、完全自由化後の市場動向を注視して購入時期を検討して参りたいと考えております。それから、残る2つの高圧受電設備のうち、生涯学習プラザにつきましては、指定管理者である下関市文化振興財団と電力会社の切り替えについて現在協議中です。それから、菊川ふれあい会館アブニールにつきましては、今年度、照明や太陽光エネルギーの導入等、省エネ化に取り組む工事を実施しております。年度末に完成する予定ということで、完成後、概ね半年間、省エネ効果の検証作業を実施してから入札を執行する予定です。以上、生涯学習課分の入札結果について、ご報告をいたします。

波佐間清（教育長）

ただいま新電力についての入札結果の報告がございました。何かご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

吉井克也（教育長職務代理者）

いずれにしても電気代が安くなるというのは本当にありがたいことだと思います。基本単価について、株式会社イーセルは学校関係で818円、社会教育施設は1,115円となっていますが、同じ会社でありながら基本単価がこのような違うのはどこからきているかわかりでしょうか。

石田朋彦（学校支援課長）

電気代が安くなる理由がもう1つあります。各施設で電気をたくさん使う時期があります。たくさん電気を使う時期が一体いつなのか、その時期が、例えばある電力会社がここにピークがあるから他のピークの時には電気は安く売れる、あるいは同じピークになるとその電力会社はどうしても高くしか売れないというふうな需要と供給のバランスで、たまたま重なるから高くしか売れないということです。学校はピークが日中に出やすいですが、公民館は電気の使用が大きくなるのはどちらかというと夕方、各新電力会社が持っている電気がいつ売れる、どういう形で売れるかというところで戦略的に値段が違うということになります。

古西修一（生涯学習課長）

小・中学校の入札にエネサーブ株式会社が入札に参加していませんが、その理由を聞きましたところ、九州電力管内で約400施設位を供給しているということで、観光施設が300くらいで、結婚式場など民間施設が100ということで、昼間については民間施設で賄っているの、あまり小・中学校の昼間の電力の入札に参加しても儲けがまざらないということで参加しなかったと聞いております。

野口裕子（教育委員）

電力の安定供給という面に関して、今までは中国電力など大きな会社から電力を買っていたと思いますが、このイーセルという会社の名前はあまり聞いたことがないのですが、こういった会社から買う場合は、この辺りのところは安心してお願いができるのでしょうか。

石田朋彦（学校支援課長）

最終的にこのイーセルが電気の供給できなくなった、簡単に言えば潰れた場合はどうなるのかというと、自動的に中国電力との契約に切り替わる仕組みとなっています。仮にこの事業者が倒産しても電力の供給が受けられなくなることはありません。このイーセルは確かに大手と比べると知名度は低いと思います。私どもがお話を聞いている限りでは、東北あるいは北海道にバイオマスの発電所をお持ちだという話を承っています。自社で足りない分については、他の事業者から電気を買われて、私どもの方に再販をするというふう聞いています。

野口裕子（教育委員）

中国電力に変わった場合には中国電力の値段ということになるのですか。

石田朋彦（学校支援課長）

そうです。

野口裕子（教育委員）

わかりました。

波佐間清（教育長）

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(ありません)

波佐間清 (教育長)

ないようですので、報告済みといたします。

**【報告事項】**

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供について

波佐間清 (教育長)

続きまして、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供について」、学校安全課、お願いいたします。

藤岡俊明 (学校安全課長)

学校安全課でございます。資料は23ページから27ページになります。まず23ページをご覧ください。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「マイナンバー法」と表現させていただきますけれども、その施行に伴いまして、マイナンバー法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び同条例の規則で定める事務及び情報を定める規則が、それぞれ平成28年1月1日から施行されておりますので、ご報告をしたいと思っております。条例の抜粋が、別紙1として23ページから25ページに、規則の抜粋が、別紙2として26ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

まず23ページの参考をご欄ください。「個人情報」の定義については、情報公開条例等でこれまでも耳にされているかとは思いますが、条例名の中にあります、特定のついた「特定個人情報」については、初めてお聞きになることと思っておりますけれども、これについては、マイナンバー法第2条第8号に、「個人番号をその内容に含む個人情報をいう」という定義がされておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。まず、条例、規則の制定理由ですけれども、25ページをご覧ください。マイナンバー法第19条第9号に、地方公共団体の機関が、当該地方公共団体の他の機関に特定個人情報を提供するためには、条例で定めることと規定されているため、このたび条例、規則が制定されたものでございます。教育委員会が他の機関に提供を求める個人情報としましては、就学援助認定の際の「地方税の情報」で、市長部局から提供を求められる個人情報は、生活保護関係事務に係る「就学援助に関する情報」ということとなります。条例及び規則に規定された教育委員会関係の事務及び特定個人情報は、規則抜粋の26ページに強調文字で記載してございます。学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務と援助の実施に関する情報ということとなります。27ページをご覧ください。27ページに学校保健安全法第24条の規定がございまして、それには「医療に要する費用についての援助に関する」規定ですので、「就学援助」の事務のうち、「医療」に係る事務及び情報は教育委員会関係で、条例、規則に規定をされたということとなります。従いまして、言い方を変えますと、マイナンバー法施行に伴い、同一団体内の他の機関への特定個人情報を提供するために、「就学援助の医療費に関する事務及び情報」が、このたび条例及び規則に規定され、平成28年1月1日付けで施行されたということとなります。

具体的に見てみますと、25ページの条例別表3にありますとおり、当市の他の機関に、つまり教育委員会から言いますと市長部局、市長部局からみますと教育委員会に、特定個人情報の提供を行えるものとして、情報照会機関の市長部局から、照会及び生活保護関係事務で利用するために、教育委員会が管理しております特定個人情報である「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」。それからもう1つ、情報提供機関の市長部局が管理をしている「地方税関係の情報」の教育委員会からの照会「学校保健安全法による医療に要する費用につ

いての援助に関する事務」での利用、就学援助の認定事務のための税情報を求めるということになりますが、それらの条例に規定した情報や事務の具体については、規則で定めることとされているため、26ページ抜粋をご覧ください。教育委員会関係は、強調文字で記載しておりますけれども、条例別表第3の1の項を規則第29条で、条例別表第3の2の項を規則第30条で、それぞれ「学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報」と定め、条例別表第3の3の項を規則第31条で「学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務」及び「市町村民税に関する情報」ということを定め、平成28年1月1日から施行したということでございます。以上報告いたします。

波佐間清（教育長）

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見がありましたら。

（ありません）

波佐間清（教育長）

それでは、報告済みといたします。

**【報告事項】**

特別展示「山口の八幡信仰－八幡縁起絵の展開と創造」の開催について

波佐間清（教育長）

続きまして、「特別展示『山口の八幡信仰－八幡縁起絵の展開と創造』の開催について」、美術館、お願いします。

中村美幸（美術館副館長）

美術館でございます。よろしくお願ひいたします。現在、美術館で開催しております、「山口の八幡信仰－八幡縁起絵の展開と創造」についてご説明いたします。

お手元にチラシを配布しております。ご覧いただければと思います。これは本年1月5日から開催されております所蔵品展と同時開催で特別展示されているものでございます。山口県の地方には数多くの八幡縁起絵が保存されておまして、当館の学芸員が調査を進めておりました。今回は、その成果の一部をご紹介しますもので、室町時代から江戸時代にかけて、特に宇部地域に伝わる八幡縁起絵巻を中心に展示しております。神功皇后の三韓出兵の物語や、応神天皇の神格化などの様子が描かれておまして、物語を追うだけでなく、同じ場面でも絵巻によって描き方も違いますので、比べながらご覧いただくと面白いかと思ひます。所蔵品展も、いきもの－動物・植物・虫をめぐる美術というテーマで親しみやすい内容ですので、併せてご観覧いただければと思っております。2月21日までの開催でございます。よろしくお願ひいたします。以上です。

波佐間清（教育長）

先日私も見させていただきました。学芸員から解説をしていただいたので、より分かりやすく、同じ絵でも向きが違ったり、動物が違ったりというので、大変興味深い絵がたくさんありました。チラシの裏に狩野芳崖の絵があると思ひますが、このお姫様の絵も展示がしてあって大変きれいな素晴らしいものでした。美術雑誌によく出る、教科書にも出ているものです。今インターネットで、狩野芳崖の猿の干支のアワードが開催されていると思ひますが成績はどうですか。

中村美幸（美術館副館長）

皆さんに大変ご協力をいただきました、インターネットミュージアムの干支アワードですけれども、今日の17時がメ切となっております。今までの結果では下関市立美術館が登録していません狩野芳崖の「枯木猿猴図」は第3位でございます。かなりの検討ということで、ありがとうございました。

波佐間清（教育長）

市役所をあげて、皆に呼び掛けてインターネット投票をかなりしたのですが第3位ということです。特別展でないときにも、こういう所蔵展をかなり美術館は力を入れてやっております。近くを通られるときに寄られてみられたらいかがかなと思います。よろしく願いをいたします

野口裕子（教育委員）

このパンフレット、ワンワン、ニャーニャー、ピョンピョン、によろよ、コケッココーとにぎやかにお待ちしていますって、これはいいですね。大変気持ちがこもっていて、いいキャッチフレーズでいいなと思いました。

波佐間清（教育長）

ありがとうございます。学芸員の皆さんにパンフレットが好評だとお伝えください。

林俊作（教育委員）

特別展示と特別展というのは違うものですか。

中村美幸（美術館副館長）

特別展示は、所蔵品展の中でのひとテーマになります。

林俊作

ありがとうございました。

波佐間清（教育長）

それでは、美術館は報告済みといたします。

#### 【報告事項】

#### 2月の給食イベントについて

波佐間清（教育長）

続きまして、「2月の給食イベントについて」、学校安全課、お願いします。

藤岡俊明（学校安全課長）

学校安全課です。資料は28ページ、29ページになります。併せて、卓上に詳しい資料と当日おいでいただいた方のご挨拶の案など配布してありますのでご覧いただきたいと思います。

まず資料の28ページをご覧ください。例年2月に実施しております給食イベントについては、昨年末にそれぞれご出席をお願いし、了解をいただいているところがございます。初めて出席される方もいらっしゃいますのでご説明を兼ねて、その準備状況等を含めてご報告をしたいと思っております。

まず「1. 学校給食・くじら交流の日」の実施についてでございます。内容は、古式捕鯨から近代捕鯨への歴史の中で育かれた伝統的食文化を次代に引き継ぐため、古式捕鯨のまち長門市と近代捕鯨のまち下関市では、くじら肉を同一日、2月3日前後に給食に提供する「学校給食・くじら交流の日」を実施しております。古くから節分には、「大きな年をとるように」という願いを込め、両市において、くじらを食べる習慣があり、2月3日前後に実施を取り決めております。今年度は3日、4日の実施としております。ちなみに、くじらの日というのは、日本捕鯨協会が制定、一般社団法人日本記念日協会が認定した、9月4日くじらの日ということになっております。平成24年度から数えて4回目となる今回は、市長が一の宮小学校の6年生児童と2月3日に会食を行います。また、会食前の4時限目に水産課職員による「クジラの話」、市長による「下関市・長門市のクジラ交流の日について」の講話を行います。水産課から、全児童にラージ

君バッチの配布も行われます。講話は体育館で行いますので、講話終了後、6年生のそれぞれの教室に移動し会食となります。6年3組に中尾市長、波佐間教育長、岸本水産課主査、6年2組に林委員、石津部長、学校安全課職員、6年1組に吉井委員、山路理事、中村農林水産振興部次長に移動していただき、それぞれの児童と会食していただきます。当日の献立は、くじらの竜田揚げのほか、下関市が団子汁、おかかごま酢和え、節分豆、ご飯、牛乳で、長門市が味噌けんちん汁、小松菜のごま和え、節分豆、ご飯、牛乳です。28ページの四角く囲んだ、◎くじら交流（当日の予定）をご覧ください。出席の方は、11時10分までに一の宮小学校までにお越しをいただきたいと思います。駐車場は、一番奥に来賓用としてご用意しております。来賓控え室は校長室にご案内をいたします。それから講話会場に移動していただき、講話終了後、一旦校長室に戻っていただき、会食の準備が整い次第、会食会場、それぞれの6年生の教室に移動をいただいで会食となります。会食前に、中尾市長、林委員、吉井委員、それぞれにご挨拶をお願いしたいと思います。会食終了後、波佐間教育長、石津部長、山路理事、それぞれに挨拶を兼ねてご感想をお願いいたします。12時55分に退席予定としておりますけれども、児童によるお礼があるかもしれませんので、余裕をもって帰る時間の設定をお願いいたします。

次に、資料7ページ、「2. ふく給食の日」の実施についてです。内容は、下関名産のふぐを味わう恒例のふく給食を、2月9日のふくの日を中心に実施をいたします。今年度のふくの提供は、1月22日から2月23日までの間での実施となります。平成6年から数えて22回目となります。今回は、岡枝小学校の児童と2月9日に会食をしていただきます。旧4町での給食イベントでの教育委員等との会食というのは、岡枝小学校が初めてとなります。岡枝小学校では、全児童がランチルームで会食をしておりますので、今回の会食は、全児童との会食となり、波佐間教育長、藤井委員、肥塚理事、山田菊川総合支所長、林菊川教育支所長、学校安全課職員1人が、それぞれ児童のテーブルにわかれて座り、会食をしていただきます。献立は、ふくの味噌汁、とり肉のみぞれかけ、菊川野菜のゴマ和え、ご飯、牛乳です。旧市の献立は、ふく雑炊に、黒糖パンか丸型パンほかのメニューとなっております。四角く囲んだ、◎ふく給食（当日の予定）をご覧ください。出席の方は、12時までに岡枝小学校にお越しをいただきたいと思います。

12時20分会食開始予定ですので、それまでは校長室で待機をいただきます。準備が整い次第、ランチルームに移動いただき、会食前に波佐間教育長にご挨拶をお願いします。藤井委員につきましては、会食終了後に簡単なご感想を述べていただきたいと思います。終了予定を12時55分としておりますけれども、児童によるお礼があるかもしれませんので、帰る時間の余裕をもっていただきますようお願いいたします。

最後に、「3. 学校給食・関門交流の日」の実施についてでございます。内容は、関門地域における市や県の枠組みを越えて両市の相互交流を深めるため、北九州市と下関市では、両市の献立を交換実施する「学校給食・関門交流の日」を2月12日前後に実施をしております。今年度の実施は、12日、13日の実施となります。平成22年度から数えて6回目となる今回は、関門連携の「一日市長」ということで銘打ちまして、それぞれの市長が交代して、それぞれの学校で会食をするということにしております。下関市では、北橋北九州市長が文関小学校6年3組の児童と、中尾下関市長が、門司区藤松1丁目の藤松小学校の児童と会食を行います。それぞれの市長が、それぞれの市の食材を含めたそれぞれの市のアピールをしていこうということとしております。6年3組はランチルームでの会食となりますが、本間副市長、波佐間教育長にも同席をいただきます。また、せっかくの機会という事で、同じ棟の階にあります1年1組の教室で野口委員、学校安全課職員、1年2組の教室で石津部長、学校安全課職員、1年3組の教室で肥塚理事、学校安全課職員と児童と会食をしていただくようにしております。当日の献立は、下関市が北九州市産のたけのこを使用したかめ煮、筑前煮とも言うようですけれども、下関市産もずく汁、ご飯、牛乳、いよかん、北九州市がけんちょう、ふくのから揚げ、ご飯、牛乳、いよかんです。四角く囲んだ、◎関門交流（当日の予定）をご覧ください。出席の方は、12時50分までに文関小学校にお越しください。車でお越しの方は、東門からお入り頂くようお願いいたします。来賓控え室は応接室にご案内をいたします。給食の準備が整い次第、会食会場、ランチルームと1年生のそれぞれの教室に移動いただき会食となります。会食前に、北橋市長、本間副市長、野口委員、石津部長、肥塚理事にそれぞれご挨拶をお願いいたします。会食終了後、波佐間教育長、野口委

員、石津部長、肥塚理事にそれぞれ挨拶を兼ねた感想を述べていただきたいと思います。12時50分に退席予定としておりますけれども、児童によるお礼があるかもしれませんので帰る時間に余裕をみて頂けたらと思います。以上、2月の給食イベントについて、準備状況等のご説明を申し上げます。

波佐間清（教育長）

詳しい説明がございましたのでご理解いただけたのではないかと思います。よろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、報告は以上で終わりにいたします。

#### 【議案審議】

#### 議案第5号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正する条例

波佐間清（教育長）

続きまして非公開案件です。「議案第5号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正する条例」、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、よろしくお願ひします。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムでございます。よろしくお願ひいたします。「議案第5号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

別冊資料の議案第5号をご覧ください。本議案は土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムに関する料金を改定し、所要の条文整理を行うため条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、料金改定及び休館日の規定の変更でございます。3ページの参考資料の新旧対照表のご説明をさせていただきます。まず第6条におきまして、月曜日及び火曜日が続けて休日の場合、現在の規定では当該火曜日が休館日となっておりますので、入館者の増加を図る観点から、当該火曜日を休館日ではなくて開館日とし、直近の休日でない水曜日、木曜日を休館日に変更するものでございます。次に、第11条、第12条及び別表におきまして、現在「入館料」となっております料金の名称を下関市立博物館等他の市内の類似施設と同様の名称であります「観覧料」に変更しまして、入館者の増加を図り、施設の設置目的でございます地域の活性化に寄与するため、別表に規定しています常設展示観覧料の一般個人「510円」を「200円」に、大学生等個人「300円」を「100円」に、一般団体「410円」を「160円」に、大学生等団体「200円」を「80円」にそれぞれ引き下げ、新たに特別観覧料といたしまして、1人1回につき「1000円以内で市長が定める額」の規定を加えるものでございます。常設展示観覧料の引き下げの理由としましては、まず、入館者、特に常設企画展観覧目的で再度いらっしゃいます入館者の方から、現在の入館料510円は高すぎるという声が多いこと、2番目といたしまして、附属機関であります「土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会」におきまして委員の方から、「入館者を増やすための一つの方策として、入館料を引き下げる必要がある」というご指摘をいただいていること、3つ目といたしまして、下関市立旧博物館等他の市内の類似施設と比較いたしまして、当館の入館料「510円」は突出して高いこと等によるものです。料金の設定につきましては、市内の他の類似施設と比較しまして、均衡を図るという観点。それから、当館が公共交通機関の大変不便な地域に位置されておきまして、小・中学生等18歳以下の方が当館を見て行かれる際は、なかなか個人では来れない、どうしても保護者の方が付き添って来られることがございます。そうしたことから、保護者の方の負担を軽減するというのを考えまして、「200円」が妥当ではないかと判断したところでございます。一般の方は「200円」で、

大学生につきましてはその半額、団体につきましてはそれぞれの8割で設定をしたものでございます。また、特別観覧料につきましては、これまで実施はしておりませんが、将来他市や他館から資料をお借りして、特別展示をし、そういうことも今後検討してまいりたいと考えております。その際はそれぞれの交通費、それから輸送費、保険料等の新たな経費が生じてまいります。そのため、費用の一部につきまして観覧者の方にご負担いただくことを可能とするために、新たに規定を追加するものでございます。なお、施行日は平成28年4月1日としておりますので、平成28年第1回市議会定例会に条例の一部改正の本件を上程する必要がございますことから、このたびの教育委員会定例会に提出するものでございます。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

波佐間清（教育長）

ただいまご説明がありましたが、何かご質問ご意見ございましたら。

藤井悦子（教育委員）

観覧料が下がることはよいことだと思います。このことを多くの人に周知してもらうことによって、観覧者数が増えるのではないかと思います。

波佐間清（教育長）

料金が安くなったことはとてもいいということで、観覧者が増えることを願っていたところがあります。他にございますか。

（ありません）

波佐間清（教育長）

それではないようですので承認としてよろしいですか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは承認といたします。

#### 【議案審議】

#### 議案第6号 下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第6号 下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例」、生涯学習課、お願いいたします。

古西修一（生涯学習課長）

それでは「議案第6号 下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。別冊の資料をお願いします。

本市は、青少年非行防止、補導、相談に関する機関として、下関市青少年補導センターを設置しております。この補導センターの運営について調査・協議し、また下関市青少年補導委員の保護者を推薦する機関として、現在14人の委員による下関市青少年補導センター運営協議会を設置しております。この度、事務の効率化の観点から2ページの新旧対象表のとおり、下関市附属機関設置条例の別表にあります、担当事務の表現内容を他の部局が所管する附属機関に準じた条項とするため、下関市教育委員会事務分掌規則及び下関市青少年補導委員規則の条項を削除しました。この条例の施行日につきましては、平成28年4月1日を予定しております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

波佐間清（教育長）

ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（ありません）

波佐間清（教育長）

ないようですので、承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、承認といたします。

その他

波佐間清（教育長）

日程3、その他であります、その他に何かございますか。

藤井悦子（教育委員）

この2、3日、凄く寒い日が続き、市内各地で断水が発生しました。学校でもこの寒波の影響はあったのでしょうか。

波佐間清（教育長）

雪の状況も含めて、学校支援課お願いします。

石田朋彦（学校支援課）

学校支援課でございます。学校支援課は小・中学校の維持管理をしている課ですが、1月24日は午前1時から午後12時までマイナスの気温だったということがありまして、24日に色々なところの水道管が凍結をした事例が発生しております。概況だけ申し上げますと、寒波による影響で断水あるいは漏水があり、何らかの支障があった小・中学校が、小学校51校中26校、中学校22校中13校でした。全体になりますと、半分くらいの学校で何らかの影響がありました。被害で一番わかりやすいのは高架水槽です。建物の上にタンクが載って、タンクが載っているそこに水が上がりますが、そこに至る管が凍って高架水槽にたまっている水が出終わったら水が出なくなった、あるいは高架水槽に水を上げるところの弁が凍ってしまって上手に水が上がらないというような事例がございます。同じように外部に露出しているところ、大きな事例で申しますとプールです。プールには体を洗うためのシャワーがありますが、そのシャワーのヘッドのところやはり外部に露出しているということで水漏れ事故を起こしたというようなのがございました。学校からは25日以降、氷が解け始めるころ漏水が見つかったということで情報の提供をいただいているところでございます。先ほど申しましたように小学校26校、中学校13校で何らかの被害を受けておりますけれども、今把握している被害額とすれば420万円です。大小様々な修繕をしないといけませんので総額を見てしまいますと420万円、少し大きいんですけども、各学校で割ってしまいますと10万円ちょっとの金額になりますので、被害とすればさほど大きいものではないというふうには考えているところでございます。学校支援課所管分の報告は以上でございます。

波佐間清（教育長）

続いて学校安全課。



道がありました。採択の期間中、あるいはその前から教科書会社が全国5,000人程度の先生方に教科書を事前に見せたという報道がありました。そして、報道ではその見返りに多くの教員が金品の授受と言いますか、そういうことがあった、中には教育長、あるいは教育委員も何人か出ておりました。これは大変憂慮すべきことであるなと思っております。私達の立場として一番気になりますのは、下関市での状況が一体どうであろうかということです。今色々対策等を考えておられると思いますが、その辺についてお聞きいたします。

澄川忠男（教育指導監（教育研修室長））

教育研修室でございます。教科書採択にあたりましては、昨年度の小学校の教科書採択、今年度の中学校の教科書採択がございました。採択にあたって、現場の先生方に調査研究員となつていただいて調べていただきました。また調査研究協議会を設けまして、そこでは校長先生、教頭先生も含めて、多数の現場の先生に関わっていただいております。教育委員会がその役を依頼するにあたり、依頼の前に教科書会社と何らかの関連はないかということは確認をしております。関連はないという方をお願いをしておりますので、下関市においては、今現在教科書会社との関連はないということでございます。今後、文科省、県教委それから市教委というふうに調査がある予定ということを県教委とは情報共有をしております。今後何らかの調査があった場合にはそれを行うと考えております。

林俊作（教育委員）

改めてもう調査はしないのですか。

澄川忠男（教育研修室長）

今は、県教委からどういった調査をするのかを待っている状況でございます。県教委が言う調査については文科省からの調査が県教委に流れてきて、それがおりてくる予定でございます。それを待っている状況です。

林俊作（教育委員）

それに基づいてきちんともう1回やるということですね。

波佐間清（教育長）

他に、ございませんか。

（ありません）

波佐間清（教育長）

ないようですので今回はこれで終了いたします。

次回の日程ですが、定例会につきましては、2月22日月曜日10時から、この会議室において開催予定でございます。委員の皆さんよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは2月22日ということで。その前に教育センターのオープン、竣工式が2月20日にあります。また皆さんにはご迷惑かけますがよろしく願いをいたします。

#### 【閉会の宣告】

波佐間清（教育長）

それでは、以上を持ちまして、1月の定例会を終わりたいと思います。お疲れでございました。

(ありがとうございました)

署名

教育長

---

署名委員

---

署名委員

---

作成職員

---